全教いぶり
15年5月号外
発行
全胆振教職員組合

給料発令通知書、これって何？

４月下旬に「給料発令通知書」という単票をもらった方もいたと思います。（まだもらっていないという学校もあるようですが…）「これって何？」「給料が上がるの?下がるの?」という声が聞かれました。全教いぶりの執行委員会でも「よく分からない」という声があり、事務職員でも「???」という方もいるようですので、号外として解説します。

上がるんだけど、下がる？

２種類（平成 27 年、18 年）の金額のあるもの、１種類（平成 27 年）のもの、また全く通知書をもらっていない、という３種類の方がいらっしゃると思います。

まず、「平成 27 年４月１日」と書かれた内容について説明しましょう。

> 施行日の前日（平成 27 年３月 31 日）から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、（中略）その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を（中略）学校職員改正条例付則第 4 項（中略）の規定による給料として支給する。

とされています。「なんのこっちゃ？」という感じですね。

昨年８月に人事院は「特に低い 12 県に合わせる」ため、「俸給表の水準を平均２％引き下げる」（初任層は引き下げなし）という**『給与の総合的見直し』**を勧告しました。これを受けて、北海道でも今年４月（つまり今回の給料から）「平均２％の引き下げ」が行われました。（高齢層は４％）しかし、私たち組合との交渉の結果、「３年間の経過措置」が設けられました。これが、上記の「差額に相当する額を～支給する」という意味です。つまり、「給料表は引き下げられたけれど、今までの給料と比較して下がってしまった分を補填しますよ」という金額が書かれているのが、今回の通知書なのです。でも、ここでホッとしてはいけません。この差額分（「現給保障」と言います）は３年間の期限付きです。ですから、今後３年間のうちに、給料が３月分まで上がらなければ、減額されたものが手取りとなります。（右図参照）こちらは、およそ 29 歳以上、2 級 33 号報以上の方が対象となるようです。

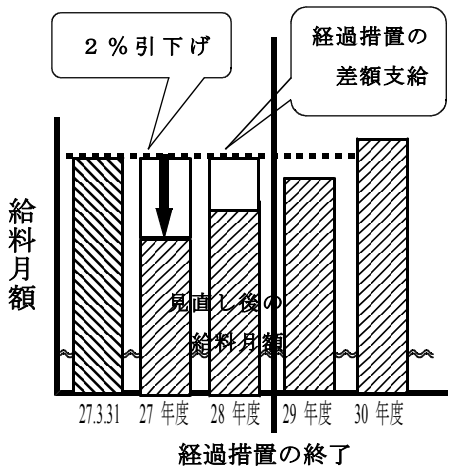

次に、「平成 18 年改正～」と書かれた内容についてですが、こちらも上記と似た内容になっています。

> 施行日の前日（平成 18 年３月 31 日）から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる学校職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

ほぼ上の内容と同じですね。

７年前の平成 18 年にも、「民間賃金水準が最も低い地域に（給料表）を合わせ」るとして、平均で 4.8 ％の引下げが実施されています。その際、年功的に上昇する給与を抑制するとして（昇給カーブのフラット化）若年層については引下げを行わず、中高齢層の俸給水準を７％引き下げて、全体では平均 4.8 ％引き下げられました。ただし、「４月１日に新給料表へ切り替わるが、平成 18 年３月 31 日に受けている給料月額は保障する。」として、給料月額が引き下げられた分を現給保障することとなっているため、これまで引き下げられた分については「給料の調整額」として新給料月額に上乗せして支給されてきました。この現給保障も３年間で 1/3 ずつ引き下げられることになってしまいました。これが、「平成 18 年～」の内容です。こちらは、大きく給料を減額された主に 55 歳以上の方々が対象となるようです。

黙っていては下がる一方!! ご協力下さい。

毎年、教職員の仕事は忙しくなる一方です。それなのに、７年前に給料表自体が引き下げられ、今年もまた給料は引き下げられてしまいました。北海道ではさらに、16 年間にもわたって「独自削減」が行われています。このため、今では民間賃金よりも安い給料で私たちは働かされています。

組合では毎年人勧期や人事委員会勧告の時期、給与が決定される１～２月の定例道議会の時期に交渉を行っています。その中で、たった３年間ではありますが「現給保障」という形でこれまでの給料月額を守っています。しかし、組合自体の組織数が減る中で国や北海道からの「公務員の給料を下げろ」という攻撃が強まっています。みなさんの力が必要です。教職員の給料が減ることで、良い先生が集まらないようなことがあっては、子ども達の教育自体も貧弱なものになっていきます。教職員は最も大切な教育環境です。私たちと一緒に堂々と「給料を上げろ」と声を上げようではありませんか。